

福岡県公報

平成21年2月4日
第2927号

目次

告示(第177号 - 第201号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村整備課)	1
土地改良事業計画の変更の認可	(農村整備課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
土地改良区の解散の認可	(農村整備課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
土地改良事業計画の変更の認可	(農村整備課)	5
土地改良区の清算人の就任	(農村整備課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	7
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	7

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	8
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	8
道路の区域の変更	(道路維持課)	8
道路の供用の開始	(道路維持課)	9

公 告

競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	9
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	10
建設業の許可の取消し	(建築指導課)	13
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	13
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	15
公安委員会			
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部捜査第四課)	18

告 示

福岡県告示第177号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字熊野字平蔵免37 - 1 から37 - 31まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑後市大字熊野1240 - 39
安達建設株式会社
代表取締役 安達 輝史

福岡県告示第178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成21年1月23日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
福岡市金武吉武土地改良区	土地改良事業変更計画書の写し	平成21年2月4日から 平成21年3月5日まで	福岡市西区役所

福岡県告示第179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
福岡市広瀬石釜土地改良区	平成21年1月23日

福岡県告示第180号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 西友志免店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央3丁目4-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第181号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年1月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人森の学校

(2) 代表者の氏名

舟橋 慎一郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県豊前市大字上川底858番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者や地域住民に対して、生きがいにづくりに関する事業を行い、一人ひとりが生きる喜びを感じながら生活できる地域づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第182号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年1月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州ひだまりの会

(2) 代表者の氏名

那須 博

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区鉄王2丁目2番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々に対し困った時はお互いに助け合いの精神に基づいて、自主的に対等・平等な立場で福祉サービスに関する事業を行い、誰もが安心してその人らしく暮らしていける、住みよい福祉増進のまちづくりを推進することを目的とする。

福岡県告示第183号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
田川市新糶土地改良区	平成21年1月23日

福岡県告示第184号

矢部川左岸土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住 所
木下 秀彦	みやま市高田町北新開910番地2
佐田 修	" 瀬高町太神27番地3
今村 保則	" " 下庄219番地1
壇 信行	" " 小川917番地
樺島 孝之	" " 松田1555番地1
坂田 勝彦	" " 坂田1038番地2
吉開 正義	" " 小田54番地
田中 保徳	" " 高柳699番地
鬼丸 岳城	" " 文廣1165番地
橋本 欣二	" " 本吉993番地2
松尾 吉秋	" 高田町海津1741番地
猪名 富久人	" 山川町清水951番地
西山 種久	" 高田町永治259番地1
山田 一昭	" " 黒崎開440番地
檜原 利行	" " 黒崎開1907番地
原田 澄男	" " 徳島579番地
四牟田 敏光	" " 江浦541番地
森 角夫	大牟田市昭和開282番地
杉野 正勝	" 大字倉永3371番地

2 退任監事

氏名	住 所
田中 博美	みやま市瀬高町大草956番地1
中村 榮昨	" 高田町今福99番地
馬場 幸男	大牟田市昭和開310番地

3 就任理事

氏名	住所
西原 親	みやま市瀬高町下庄1760番地 2
古賀 道雄	大牟田市通町 2丁目172番地 6
今村 保則	みやま市瀬高町下庄219番地 1
檜原 利行	" 高田町黒崎開1907番地
鬼丸 岳城	" 瀬高町文廣1165番地
田中 保徳	" " 高柳699番地
佐田 修	" " 太神27番地 3
壇 信行	" " 小川917番地
樺島 孝之	" " 松田1555番地 1
吉開 正義	" " 小田54番地
坂田 勝彦	" " 坂田1038番地 2
橋本 欣二	" " 本吉993番地 2
猪名 富久人	" 山川町清水951番地
松尾 吉秋	" 高田町海津1741番地
西山 種久	" " 永治259番地 1
山田 一昭	" " 黒崎開440番地
原田 澄男	" " 徳島579番地
四牟田 敏光	" " 江浦541番地
西山 英一	" " 北新開127番地
山本 円生	大牟田市大字岬2656番地
杉野 正勝	" 大字倉永3371番地

4 就任監事

氏名	住所
田中 博美	みやま市瀬高町大草956番地 1
中村 榮昨	" 高田町今福99番地
馬場 幸男	大牟田市昭和開310番地

福岡県告示第185号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成14年3月29日福岡県告示第490号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第186号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年12月3日農林水産省告示第2321号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第187号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月18日福岡県告示第1734号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第188号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月18日福岡県告示第1733号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第189号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市光岡字古賀田294番1、294番5、295番1、297番2、302番1、301番3及び道路

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

株式会社 あきんどスシロー

代表取締役 矢三 圭史

福岡県告示第190号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
田中土地改良区	平成21年1月26日

福岡県告示第191号

解散した清算法人田川市新糶土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
野 中 栄 藏	田川市大字糶689番地
松 浦 一 吉	" " 伊田4804番地
前 田 鎮 八	" " 伊田4267番地
藤 井 達 夫	" " 伊田4218番地
西 岡 勲	" " 伊田4884番地 2
和 田 四 郎	" " 糶2506番地
朝 香 義 典	" " 糶1630番地
廣 川 政 幸	" " 糶2692番地
藤 本 保	" " 糶2139番地 20
毛 利 光 成	" " 糶196番地 1
鶴 我 日出生	" " 糶969番地 1
毛 利 留 夫	" " 糶214番地
和 田 智	" " 糶2545番地
重 藤 次 雄	" " 糶945番地
野 島 豊 臣	" " 糶1173番地
仲 村 六 助	田川郡福智町伊方2718番地 2
仲 村 渡	" " 伊方2718番地 1
池 長 忠 文	" " 伊方2586番地 1
村 田 義 満	" " 伊方2566番地

福岡県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	一 般 国 道	200 号	前	直方市大字中泉744番6先から 直方市大字中泉1018番66先まで	22.0 ~ 33.5	48.6
			後	同上	38.5 ~ 44.0	

福岡県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
			前	飯塚市菰田西3丁目177番2先から 飯塚市飯塚152番4先まで	16.0 ~ 17.0	298.5	

飯塚	県道	瀬戸線	前	同上	12.0 ~ 16.0	456.3	うち県道 飯塚大野 城線重用 延長111. 0m
			後	同上	16.0 ~ 21.0	298.5	
			後	同上	12.0 ~ 16.0	456.3	うち県道 飯塚大野 城線重用 延長111. 0m

福岡県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年2月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	瀬戸線	飯塚市菰田西3丁目177番2先から 飯塚市飯塚152番4先まで

福岡県告示第195号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年10月18日福岡県告示第1729号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第196号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年10月18日福岡県告示第1728号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第197号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年10月18日福岡県告示第1727号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第198号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年10月18日福岡県告示第1726号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第199号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年10月18日福岡県告示第1725号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

行橋	県道	節丸 新田原線 停車場	前	行橋市大字道場寺809番1 先から 行橋市大字道場寺803番2 先まで	5.2 ～ 6.4	146.0
			後	同上	6.4 ～ 8.5	

福岡県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年2月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	玉名線 八女	八女市高塚282番1先から 八女市本町2番223の10先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
車両用燃料（ガソリン・ローリー給油）
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
 - ク 営業概要表（様式第5号）
 - ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
 - タ 返信用封筒（290円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
 - イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成21年3月6日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

車両用燃料（ガソリン・ローリー給油）の単価契約650,000 L程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限
 契約締結日から平成22年3月31日までの間

(4) 納入場所
 福岡県警察本部

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先
 政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格
 一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 福岡県総務部総務事務センター調達班
 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092 - 643 - 3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年3月18日（水）現在において、次の条件を満たすこと。
 (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
-----	-----	-----	----

08	01	石油	AA
----	----	----	----

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 (3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
 福岡県警察本部総務部会計課
 〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

6 契約条項を示す場所
 5の部局とする。

7 入札説明書の交付
 (1) 期間等
 平成21年2月4日（水）から平成21年3月18日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所
 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限
 (1) 提出場所

5の部局とする。
 (2) 受領期限

平成21年3月18日（水）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室

(2) 日時

平成21年3月19日（木）午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価（1L当たりの税込単価）に発注予定数650,000Lを乗じた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積単価に650,000Lを乗じた金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価に650,000Lを乗じた金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約単価に650,000Lを乗じた金額の10

0分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Gasoline (Stored in a tank)

Estimated yearly total:650,000 liters

(2) Contract Period:From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31,2010

(3) Delivery place:Fukuoka Prefectural Police Headquarters

(4) Time Limit of Tender : 6:00 PM on March 18, 2009

(5) Unit/ Section in charge of the notice:Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division , Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext.2233)

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成21年1月26日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 小佐井組	宮若市芹田514 - 1	小佐井 君子	平成18年11月12日 福岡県知事許可（特・般 - 18）第63665号

3 処分の内容

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業並びに管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社小佐井組及び同社の代表取締役は、虚偽の内容を記載した貸借対照表を県に提出したことにより、飯塚簡易裁判所から、建設業法違反の罪で、同社は罰金50万円、同社の代表取締役は罰金30万円の略式命令を受け、平成20年12月26日にその刑が確定していることが判明した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

警察コミュニケーションシステム（北九州、筑豊、筑後の各運転免許試験場）用
通信回線機器賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成21年3月1日から平成25年12月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部情報管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年2月16日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成21年2月4日（水）から平成21年2月13日（金）までの福岡県の休日を定め

る条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成21年2月16日（月） 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成21年2月17日（火） 午前10時00分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
デジタル一眼レフカメラセット 28式
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成21年3月31日（火）
- (4) 納入場所
福岡県警察本部総務部会計課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年2月18日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA、A、B
05	10	光学機器・DPE	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 下記の条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成21年2月4日（水）から平成21年2月13日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年2月4日（水）から平成21年2月13日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年2月18日（水）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室

(2) 日時

平成21年2月19日（木）午前11時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第20号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集する。

平成21年2月4日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成21年1月28日から同年2月26日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課に備え置く。